

## 選挙管理規定

第1条(目的) 生徒会役員選挙の公正を期するため選挙管理委員会を設ける。

第2条(構成) 選挙管理委員会は、各学級より1名ずつ選出された選挙管理委員会によって構成する。

第3条(役職) 選挙管理委員会においては、委員の互選によって委員長・副委員長・書記をおく。

第4条(任務) 1. 委員長は委員会を代表し、会の選挙に必要なことを決め、委員に委嘱することができる。また議会を召集することができる。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代行する。

3. 書記は委員会に関するすべてのことを記録保管し、他の役員が不在の時は、その職務を代行する。

第5条(選管の仕事) 選挙管理委員会は次のことを行う。

- ・選挙の公示
- ・候補者受付
- ・立会演説会の開催
- ・選挙運動の監視
- ・投票開票の事務
- ・その他選挙に関すること

第6条(選挙日程) 公示から投票日までは最低10日以上の期間を置く。

第7条(被選挙人) 本会会員はすべて立候補できる。ただし、次の者はのぞく。

1. 3年生

2. 選挙管理委員、ただし、委員を辞任したものはのぞく。

第8条(選挙権) 選挙権は本会委員のすべてが持つ。

第9条(立候補) 立候補届出は、本人の氏名、学年、組と公約を書いて、(用紙は選挙管理委員会がつくる)委員長に提出する。

第10条(選挙運動) 選挙運動期間は別に定める。その他、選挙運動に関すること(ポスター枚数、ポスターの掲示場所、選挙運動用具など)は委員会が定める。

第11条(投票) 投票に関する事務は、選挙管理委員会が責任を持って行う。

第 12 条 (開票) 開票は選挙管理委員会が即時開票する。

第 13 条 (当選) 当選は高得点順とする。(対立候補のない場合、信任投票を行い、選挙人の過半数を得た候補者を信任とする。)

第 14 条 (欠員) 4 月までに、欠員を生じた場合は欠員の選挙を行うことができる。

第 15 条 (改正) 改正は生徒総会の承認を得て改正することができる。